

第7期古賀市介護保険運営協議会（平成31年度第2回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和元年9月6日（金）19時00分から21時00分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員
酒井康江 委員、河村正彦 委員、柴田壽一 委員
中野淳子 委員、前野早月 委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - (1) 古賀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について
 - (2) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
 - (3) 消費税改定に伴う介護報酬及び介護保険料の改定について
 - (4) 2019年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）について
 - (5) 地域密着型サービス事業所の指定について
 - (6) 介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について
7. 資料
 - 【資料1】 介護保険事業計画（第7期・計画期間：2018～2020年度）に記載した取組と目標に対する実績と評価（2018年度実績）
 - 【資料2】 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について
 - 【資料3】 消費税増税に伴う介護予防・日常生活支援総合事業費の報酬改定について(案)
 - 【資料4】 保険者機能強化推進交付金（市町村分）の評価結果
 - 【資料5】 地域密着型通所介護「デイサービスひより茶屋ねたび」の指定について

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

9. 会議内容

(1) 部長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 古賀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について 資料1

事務局より、古賀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について説明。

【質疑】

- 緊急一時保護事業が「C」評価だが、対象者なしであれば「S」評価ではないか。
⇒ 目標値に対し基準に基づき評価する仕組みとなっているので、本資料上は「C」評価と記載せざるを得ない。

- 数値目標がない事業の自己評価について、印象評価となり難しいが、実施方法は。
⇒ 事業効果等を検証し、協議のうえ評価を実施した。多数決ではない。
本資料は国に提出する資料であり、必要に応じて県のヒアリングも実施されると聞いていることから、客観性も担保されると認識している。

- 生活支援コーディネーターの配置状況と主な役割や活動内容は。
⇒ 1層（市全域単位）のコーディネーターを1名（市職員）、2層（小学校区単位）のコーディネーターを1名（古賀市社会福祉協議会委託）配置し、行政と地域を繋ぐパイプ役として活動。
平成30年度は主に古賀西小及び舞の里小学校区で活動し、平成31年度は全ての校区で活動している。古賀市社会福祉協議会のネットワークを活かし、区長や福祉会、シニアクラブ等を中心に協議の場と用いて情報共有等を図っている。

- 地域のサロン活動について、地域差があると思うがその見解は。また、延べ人数を数値目標として設定しているが、実人数の把握は可能か。
⇒ 福祉会の見守り活動を参考に記載しているが、お見込の通り地域差はある。実人数の把握は難しいが、今後研究していきたい。

- 3行目記載欄「概要及び自己評価がCの場合の原因」について、対策まで記載した方が望ましい。
⇒ 今後記載方法について検討していく。

- 見守り活動やサロン活動等ができてない地域へのケアや対策は。
⇒ 地域活動サポートセンター（ゆい）を拠点として、情報発信を行い、活動がはじまりつつある場合は、必要に応じて支援を行い、底上げしていく。少しずつ活動場所も増

えている状況にある。

- 介護予防把握事業や災害時要援護者対策事業等があるが、災害時に活用できるか不安を感じている。行政区長が1年で変わり、校区コミュニティがない地域もあり、形をくっても、地域で中心になる人物が居ない。
- 地域の集いの場があれば、自然と助け合える環境が構築される。花鶴3丁目では、公民館で、日曜喫茶やうどん作り等々様々な活動があっている。助け合い精神のコミュニティが沢山構築されれば、このような事業がより効果的に活用できると感じている。
- 配食サービス事業、安否確認緊急対応コール事業の元利用者がどのように生活されているかを把握しているのか。
⇒ 利用しなくなった後の状況の把握は難しいので、地域単位で見守り等ができる仕組み等でカバーしていきたいと考えている。

(4) 第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について 資料2

事務局より、第8期介護保険事業計画策定の基礎資料となる高齢者実態調査について説明。

【質疑】

- 「(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「(2) 在宅介護実態調査」のみを実施するという理解でいいか。また、個別訪問等は行わず、郵送による調査を実施するという理解でいいか。
⇒ (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と(2) 在宅介護実態調査は、確実に実施したいと考えている。
郵送と訪問では回答内容にバラつきが生じることから、原則郵送で実施する旨国の指導があっている。
- 調査(1)の調査回収率が60%となっているが、60%と言わず、多くの回収ができるようにしてもらいたい。
- 調査(2)の調査対象者1,000人とはどのように抽出するのか。
⇒ 要介護1～5認定者のうち施設利用者を除いた人数が、1,000人程度と見込んでいる。
- 調査(1)について、平成28年度の2,050人とは調査対象者か、回収人数か。
また、対象者の条件が平成28年度と違う理由は。
⇒ 2,050人は調査対象者。回収人数は1,535人。(回収率:74.9%)
生年月日で抽出すると地域毎で人数のバラつきが発生する。バラつきを抑制するために抽出条件を設定し、地域の実態や格差を把握したいと考えている。更に、見える化

システムを用いることで全国の自治体（登録自治体）との比較が可能であるため、抽出条件を揃えることで、より有意義な比較が可能であると考えている。

- 「(3) ビジョンを達成するためにサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査」については、今後求められる内容だと思うので、前向きに考えてほしい。
- 国も人材不足が深刻な問題であると訴えている。現在は正社員よりも派遣社員希望者が多い。時給も違うし、業務外のことを任せられることもないので。ケアマネジャーも不足している状況。給与が逆転している問題もあるので、このような実態把握に努めてもらいたい。

(5) 消費税改定に伴う介護報酬及び介護保険料の改定について 資料3

事務局より、消費税改定に伴う介護報酬及び介護保険料の改定について説明。

【質疑なし】

(6) 2019年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）について 資料4

事務局より、2019年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）について説明。

【質疑】

- 交付金総額は200億と決まっているが、交付額は団体の順位で決まるのか。
⇒ 本資料の点数と高齢者の人口割を用いて算定（決定）する。
200億のうち、10億が都道府県、190億が市町村に配分される。
- 4P⑤運営協議会とは、本運営協議会にあたるのか。
⇒ 本運営協議会が兼ねている。
- 県平均と比較するより同一規模の自治体との比較が求められると思うが、その様なデータはあるか。
⇒ 他自治体のデータはない。（他団体の点数は非公表）
- この評価結果は、包括支援センターを委託せず、あえて直営で運営していた日々の努力の賜物だと思う。

(7) 地域密着型サービス事業所の指定について 資料5

事務局より地域密着型サービス事業所の指定について説明

【質疑】

- 市の指導監督権はどこまであるのか。
⇒ 2階、3階の介護保険サービス外であり、福岡県へ届出を行うものとなる。

1階のデイサービスは、定員が19人未満のままであれば、市の管轄となり古賀市が指導監督を行う。

- 新聞報道でもあるが、介護施設における暴行や虐待の問題も発生しており、市としても対応を願いたい。
- ⇒ 虐待行為に関する施設や事業所への指導等については市で実施しており、情報が入り次第対応している。また、家庭内における虐待行為は包括支援センターにて対応している。

(8) 介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について

事務局より介護保険サービス事業所指定に係る市町村協議について説明。

【質疑】

- 通所介護事業所指定の条件付加については、特に意見はない。
- ⇒ 福岡県と協議をすすめていく。

その他

- 介護離職の問題と関連するが、孫が介護に携わり学校に行けなくなるケースがある。介護、学業、バイトの両立でメンタル面が低下するのを見てきた。こういった実態もあることを踏まえた対策を検討してほしい。
- ⇒ 実態把握に努めて検討していきたい。
本運営委員会においても、随時、このような事例等があればご提供いただきたい。